



愛運整第582号
令和8年8月18日

愛知県軽自動車協会会長 殿

中部運輸局愛知運輸支局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素は、愛知運輸支局の業務に対してご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の自動車保有台数は令和7年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっています。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要であり、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て、別添「自動車点検整備推進運動の実施について（令和8年4月24日付け中運技整第12号の6、中運技保第12号の6）」のとおり運動を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を展開することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても本運動の趣旨をご理解の上、ご協力いただくとともに、傘下会員に対し本運動の実施について適切なご指導をよろしくお願いいたします。

中 運 技 整 第 号 の 6
中 運 技 保 第 号 の 6
令 和 8 年 4 月 2 4 日

管内各運輸支局長 殿
管内各自動車検査登録事務所長 殿

中部運輸局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について

標記について、物流・自動車局長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、中部運輸局として別紙のとおり実施要領を定めたので、関係団体と連携しながら効果的な実施に努められたい。

なお、令和8年9月、10月を強化月間とし、各運輸支局にあつては本運動の効果的な実施に向けて、関係団体等へあらためて協力依頼されたい。

令和8年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和8年4月
中部運輸局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和7年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を展開することとする。

第2 実施機関

中部運輸局及び各運輸支局並びに各自動車検査登録事務所（以下運輸局等という）、関係団体（別表）が中心となって、警察庁中部管区警察局、関東管区警察局、環境省中部地方環境事務所、独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部、軽自動車検査協会愛知主管事務所、独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所及び中日本高速道路株式会社の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、中部運輸局では特に令和8年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を強化月間とし、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策や車両火災事故防止対策の観点を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

なお、イベント等において登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないよう努めること。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施

2. 使用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
- (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

運輸支局等は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

運輸支局は、関係団体と協議して、本運動を積極的に推進するとともに、関係団体及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

運輸局等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、関係団体の協力を得ながら、イベント参加者に対してアンケートを実施する。併せて、関係団体と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。

第8 報告

運輸支局は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌月の月末までに、中部運輸局自動車技術安全部整備課に報告する。

自動車関係団体

<順不同>

1. 中部地方自動車整備連絡協議会
2. 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 中部連絡協議会
3. 軽自動車協会中部地区連絡会
4. 一般社団法人日本自動車連盟 中部本部
5. 中部トラック協会
6. 中部バス協会
7. 中部タクシー協会連合会
8. 中部自家用自動車協会連合会
9. 中部地区レンタカー協会連合会
10. 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 近畿支部
11. 全国石油商業組合連合会 中部支部
12. 一般社団法人日本損害保険協会 中部支部
13. 一般社団法人日本自動車部品工業会 中日本支部
14. 全日本自動車部品卸商協同組合 東海・北陸ブロック
15. 全国自動車電装品整備商工組合連合会 中部ブロック会
16. 中部地区自動車車体整備協同組合 連絡協議会
17. 一般社団法人日本自動車車体工業会 中部支部